

令和2年9月定例議会 議案概要		担当課	建設環境課	種別	その他
議案番号	議案第135号	議案名	建設工事請負契約の変更について〔公共八橋地区(31-1工区)工事〕		
目的	令和元年9月20日の議会において議決され、本契約として成立した、公共八橋地区(31-1工区)工事について、請負金額の変更を行いたいため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定に基づき、工事請負変更契約の締結を行うもの。				
内容	<p>1 概要</p> <p>現場作業完了に伴い、数量の精査等行った結果、次の通り請負金額の変更を行う必要がある。</p> <p>(当初)請負金額 59,730,000 円 (変更)請負金額 65,261,900 円 増額 5,531,900 円</p> <p>2 主な変更理由</p> <p>(1) 国道開削部について、国交省との事前協議では塩ビ管を埋設することで了承されていたが、その後の再協議により、塩ビ管の布設は掘削が約3m程度必要であり、掘削当日中の交通開放が困難となるため、掘削深を浅くするよう指示があった。</p> <p>設計業者と検討した結果、掘削深が約1m程度で済む圧送管への変更とそれに伴うマンホールポンプの設置が必要となった。</p> <p>(2) 推進部において、当初商社からの見積りにより単価決定していたが、実際に使用する部材と仕様等について差異があり、鋼管等の単価が変更となった。</p> <p>(3) 湧水が発生し掘削に伴う水替えが必要となったことと、既設舗装厚が当初5cm程度と見込んでいたが、実際は約10cm程度あり、投棄料等が増加した。</p> <p>(4) 国交省による交差点改良工事に伴う盛土部は、改良工事に伴う直近の河川改修工事の施工ヤードとして使用されるが、国交省都合により施工時期が来年度となる旨の連絡があり、下水道管渠整備を先行することが出来なくなり、当該部分を減工する必要がある。</p>				

	<p>3 当初及び第1回契約変更後の契約内容(参考)</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 工事名 公共八橋地区(31-1工区)工事(2) 工事場所 琴浦町大字八橋(3) 工事完成期限 令和2年9月30日 当初「令和2年3月31日」としていた完成期限を第1回契約変更として、令和2年3月議会にて変更承認済(4) 請負金額 59,730,000円(5) 契約の方法 指名競争入札(6) 契約者<ul style="list-style-type: none">ア 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕817番地7イ 氏名 株式会社高野組 代表取締役 高力久美
補足事項	

公共八橋地区(31-1工区)工事

L= 168.6m(補助)

L= 61.8m(単独)

L= 17.8m(減工)

